## 厚 生 労 働 委 員会)

麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 及 び 薬 事 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 案 津 田 弥 太 郎 君 外 + 兀 名 発 議)

## 参 第 兀 要 旨

本 法 律 案 は 指 定 薬 物  $\mathcal{O}$ 製 造 輸 入、 販 売 等  $\mathcal{O}$ 現 状 に 鑑 み、 ۲ れ 12 適 切 に 対 処 す る た 8 麻 薬 取 締 官 及 75

麻 薬 取 締 員 に 指 定 薬 物 に 係 る 司 法 警 察 員 と L て  $\mathcal{O}$ 職 務 並  $\mathcal{U}$ に 指 定 薬 物 に 係 る 廃 棄 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 処 分 及 び <u>\f</u> 入 検 査

等 に 関 す る 職 権 を 行 わ せ る ط ح t に 指 定 薬 物 又 は そ  $\mathcal{O}$ 疑 11 が あ る 物 品  $\mathcal{O}$ 試 験  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 収 去 等 に 0 1 て 定

ょ うと す る t  $\mathcal{O}$ で あ ý , そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お り で あ る。

麻 薬 取 締 官 及 び 麻 薬 取 職 締 員  $\mathcal{O}$ 指 定 薬 物 に 係 る 職 務 及 び 職 権

 $\mathcal{O}$ 

追

加

1

司

法

警

察

員

لح

L

て

 $\mathcal{O}$ 

務

 $\mathcal{O}$ 

追

加

麻 薬 取 締 官 及 び 麻 薬 取 締 員 は 指 定 薬 物 に 係 る 薬 事 法 に 違 反 す る 罪 に 0 1 て、 司 法 警察員 とし て 職

務

を 行 う。

2 廃 棄 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 処 分 及 び <u>\f\</u> 入 検 査 等 に 関 す る 職 権  $\mathcal{O}$ 追

厚 生 労 働 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は 指 定 薬 物 12 係 る廃 棄 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 処 分及 び 立. 入 検 査 等 を 麻 薬 取 締 官 又

加

8

は 麻 薬 取 締 員 に しも行 わせることができる。

\_ 指 定 薬 物 に 係 る 収 去  $\mathcal{O}$ 権 限  $\mathcal{O}$ 追 加 等

1 厚 生 労 働 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は、 そ  $\mathcal{O}$ 職員 に、 指定薬物 又 へはそ 0) 疑 1 が あ る物 品 を、 試 験  $\mathcal{O}$ ため 必

要 な 最 少 分 量 に 限 り、 収 去させることができる。

2 1 に ょ る 収 去 を 拒 み、 妨 げ、 又 は 忌 避 L た 場 合に つ ١, ての 罰 則 を 設 け る。

3 収 去  $\mathcal{O}$ 権 限  $\mathcal{O}$ 追 加 に 伴 11 <u>\f\</u> 入 検 查等  $\mathcal{O}$ 要 件 を 見 直 し、 指 定 薬 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 係 る規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ た め 必 要

あ る لح 認  $\otimes$ るときに 行うことができる Ł  $\mathcal{O}$ とす る。

 $\equiv$ 施 行 期 日 等

1 ۲  $\mathcal{O}$ 法 律 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カュ 5 起 算し て六月を超えない 範 囲 内 に お V) て政 令で定 める日 か こら施 行する。

2 そ  $\mathcal{O}$ 他 所 要  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 整 一理を行う。

が